

関税割当公表 新旧対照表

【令和6年11月29日付け6輸国第2876号 関税割当公表第TRQ-3号】

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限</p> <p>1 割当対象物品 主として小麦で作られた調製食料品（日 EU 協定付属書2—A 第3編第B節4に掲げるTRQ-3の主として小麦で作られた調製食料品であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1602.90号の2の(2)のAに掲げる物品並びに第1901.90号の2の(3)のAに掲げる物品及び同号の2の(3)のBに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器とともに1個の重量が500g以下のものに限る。）を除くものとし、小麦粉調製品に限る。）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間 期間開始日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日を期間開始日とし、期間終了日が行政機関の休日の場合は翌開庁日を期間終了日とする。</p> <p>1 各年度における提出期間 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第3回割当 期間開始日 <u>11月第1火曜日</u> 期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日 直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 関税割当申請書等の提出方法 1・2 (略)</p>	<p>第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限</p> <p>1 割当対象物品 主として小麦で作られた調製食料品（日 EU 協定付属書2—A 第3編第B節4に掲げるTRQ-3の主として小麦で作られた調製食料品であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1602.90号の2の(2)のAに掲げる物品並びに第1901.90号の2の(3)のAに掲げる物品及び同号の2の(3)のBに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器とともに1個の重量が500g以下のものに限る。）を除く。）のうち、小麦粉調製品</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間 期間終了日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日を期間終了日とする。</p> <p>1 各年度における提出期間 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第3回割当 期間開始日 <u>12月第2火曜日</u> 期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日 直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 関税割当申請書等の提出方法 1・2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 電子メールによる提出 件名を「<u>関税割当申請書類 (TRQ-3)</u> の提出 (申請者名)」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載する。 (宛先) kanzei_trq@maff.go.jp</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 申請上限数量及び割当基準 <u>次の1から3までにおいて、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。</u></p> <p>1 第4の1の(1)の割当て 1申請者当たりの申請数量は、300 t 又は割当年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 第4の1の(2)の割当て 第4の1の(2)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、300 t、使用（販売）計画数量（割当年度の8月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 第4の1の(3)の割当て <u>第4の1の(3)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（割当年度の12月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。</u></p>	<p>3 電子メールによる提出 件名を「<u>関税割当申請書類 (TRQ-3号)</u> の提出 (申請者名)」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載する。 (宛先) kanzei_trq@maff.go.jp</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 申請上限数量及び割当基準 (新設)</p> <p>1 第4の1の(1)の割当て 1申請者当たりの申請数量は、300 t 又は割当年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。<u>なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 第4の1の(2)及び(3)の割当て 第4の1の(2)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、300 t、使用（販売）計画数量（割当年度の8月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限、<u>第4の1の(3)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（割当年度の1月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限</u>とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。 <u>なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合</u> <u>各申請者に対して申請数量を割り当てる。</u></p> <p>(2) <u>申請数量の総計が割当可能数量を超える場合</u> <u>各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合</u> <u>を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1kgに満たない端数は切</u> <u>り捨てるものとし、算出された数量が1kgに満たない申請者に対</u> <u>する割当ては行わない。）。</u></p> <p>4 (略) 第9～第13 (略) 第14 その他 1～6 (略)</p> <p>7 <u>抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社（グ</u> <u>ループ企業会社、取引先企業等をいう。以下、同じ。）を使った</u> <u>申請を行ってはならない。例えば、「関税割当品目の使用、販売</u> <u>若しくは輸入に自ら関与する意思のない法人又は個人事業者（以</u> <u>下「法人等」という。）に対し依頼することにより関税割当申請</u> <u>を行わせ、当該法人等が関税割当証明書の交付を受けた場合に、</u> <u>割当対象物品の輸入・販売に係る業務を取り仕切る行為」は抽選</u> <u>における当選確率を高めることを目的とした関連会社を使った申</u> <u>請に該当する。</u></p> <p>8 <u>抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請</u> <u>を行っている事実を確認した場合には、以下の対応を行う。</u></p> <p>(1) <u>割当前に当該事実を確認した場合</u> <u>当該事実を確認したすべての関税割当申請を無効とするとと</u> <u>もに、当該事実を確認された者に対し、当該年度及び翌年度に</u> <u>おいて関税割当証明書の交付を行わない。</u></p> <p>(2) <u>割当後に当該事実を確認した場合</u> <u>当該事実を確認された者のうち割当を受けていた者は、第13</u> <u>に規定する違反事項等該当者として扱う。当該事実を確認され</u> <u>た者のうち割当てを受けていない者に対しては、当該事実を確</u> <u>認した日から当該事実を確認した日の属する年度の翌年度の末</u> <u>日までの期間内は、関税割当証明書の交付を行わない。</u></p>	<p>3 (略) 第9～第13 (略) 第14 その他 1～6 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請を行うことを依頼した者についても、(1)及び(2)と同様の対応とする。</u></p>	
<p><u>9 (略)</u> <u>(削る)</u></p>	<p><u>7 (略)</u> <u>8 本公表は、令和7年度の関税割当てから適用する。</u></p>

附 則

この通知は、令和8年度の関税割当てから適用する。